

山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通知。以下「実施要領」という。）の規定に基づき実施する山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、交付等要綱第3第1項第3号に規定する地域での食育の推進事業の円滑な遂行を目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付の対象及び補助率)

第3条 前条に規定する事業の経費、補助率及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請書、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けること。

(4) 知事は第4条の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(5) 知事は第4条ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、第4条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 事業の実施については、前項の補助金の交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は知事の指導・助言を受けた上で、交付決定前着手届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第7条 事業実施主体は、補助金の交付決定があった年度の11月末日現在において、事業遂行状況報告書(様式第6号)を作成し、翌月の15日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する時期のほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 事業実施主体は、当該補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月4日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項のただし書により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした事業実施主体は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、当該消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした事業実施主体は、第1項の規定により事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに、知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 事業実施主体は、当該消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定(規則第13条の規定による確定をいう。)の日の翌年度5月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、概

算払いにより交付することができる。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しているかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第10号）を事業実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は当該命令のなされた日から20日（事業実施主体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 知事は、第5条第1項第2号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）事業実施主体が、法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - （3）事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定により取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定に該当して取り消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第12条 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第13条 取得財産等のうち、1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合は、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(補助金の経理)

第14条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳（様式第12号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(地方公共団体以外に補助金を交付する際の条件)

第15条 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加する者に対し、指名停止等を受けていない旨の申立書（様式第13号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 事業実施主体が補助事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容が交付申請書に具体的に記載してある場合は、「本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと」という条件を付したうえで知事の承認を受けたものとする。

(その他)

第16条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

【 別 表 】

事業メニュー	経 費	補助率	事業実施主体	軽 微 な 変 更
地域での食育の推進事業 1 食育推進検討会の開催 2 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 3 食文化の保護・継承のための取組支援 4 農林漁業体験の機会の提供 5 和食給食の普及 6 学校給食における地場産物等活用の促進 7 共食の場における食育活動 8 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 9 食品ロスの削減に向けた取組 10 課題解決に向けたシンポジウム等の開催 なお、課題解決に向けたシンポジウム等の開催については、1から9までの取組と併せて行うこととする。 (交付等要綱別表1の1のIの3に規定)	事業実施主体が、事業メニューの欄の1から10までの取組を行うのに要する経費	事業費の1／2以内	市町村、民間団体等及び法人格を有しない団体であって知事が関東農政局長と協議の上、特に認める団体(交付等要綱別表1の1のIの3に規定)	1 事業メニューの欄に掲げる1から10までの取組の経費間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合 3 交付決定を受けた補助金額の30%未満の減額を伴う変更をしようとする場合

様式第 1 号（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

年度山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類 別紙 1

※ 押印は省略しても差し支えない。

別紙1

1 事業の目的、内容及び計画（実績）

※ 実績報告書には、実績内容を入力して報告。

事業実施主体名					
目標 地域での食育の推進					
目 標 値					
現状（ 年度）			事業実施後（ 年度）		
事業の必要性及び目標値の考え方					
事業メニュー及び交付金要望額					
事業実施主体名	事業メニュー	事業量 （規格・規模等）	所要額 （円）	交付金 要望額 （円）	交付率

留意事項

- 「目標値」の欄は、2の「事業の必要性及び目標値の考え方」に基づき記入する。
- 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載するとともに、目標値の設定根拠について可能な限り具体的・定量的に説明する。
 なお、次の①～⑤の事項及びその具体的数値を必ず含めること。
 - ①事業の目的
 - ②実施体制
 - ③波及効果
 - ④事業成果、効果の検証方法
 - ⑤その他事業の推進に必要な事項

3 事業メニュー及び交付金要望額の欄について

(1)「事業メニュー」の欄は、別表の事業メニューから選択したものを記入する。

(2)「所要額」及び「交付金要望額」の欄には、事業内容ごとに当該年度分のみの額を記入する。また、「交付金要望額」の欄には、仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

4 本様式内に全ての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な資料（例えば地図等）を添付する。

5 事業実施主体が民間団体等の場合は、本様式のほか、経費積算資料、定款、交付対象経費に関する謝金・旅費・賃金の支払規定、役員名簿、民間団体等の概要及び直近3か年の決算書・事業報告書（申請前年度の事業報告書がない場合は、事業計画書又は経営計画書）を添付する。

2 経費の配分

事業メニュー	補助事業に 要する経費 (実績額) (A+B+C)	負担区分			備 考
		補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	
合 計					

3 事業完了予定（又は完了）年月日 年 月 日

4 収支予算(実績)

(1) 収入の部

区 分	予算額	実績額	比較増減		備 考
			増	減	
補 助 金 市 町 村 費 そ の 他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	予算額	実績額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分には事業メニューを記入し、事業メニュー別に予算額等を記入する。

※ 実績額及び比較増減は実績報告のときに記入。

5 精算額及び支払方法（実績報告のみ記載）

(1) 精算額 金 円(③)

内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	精 算 額 ①－②＝③	備考
円	円	円	

(2) 支払方法

口座振替	金融機関名	本店 ・ 支店		
	預金種別	当 座 ・ 普 通	口座番号	
	口座名義			
	名義人住所			

※ 実績報告書には、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写しを添付すること。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

年度山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金
変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
次の理由により事業の内容及び経費の配分を変更し、金 円の追加交付（減
額承認）を受けたいので、山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金交付要綱第5条第
1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容
別紙のとおり

- ※ 別紙は、様式第1号の別紙1を用いて変更箇所は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。
- ※ 押印は省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

年度山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
次の理由により事業を中止（廃止）したいので、山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

年 月 日（から 年 月 日まで）

※ 中止（廃止）に係る参考資料がある場合は、当該資料を添付すること。

※ 押印は省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

山梨県知事

年度山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、
山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のと
おり交付することを決定しました。

1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりと
する。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 補助金の交付条件は次のとおりとする。

（1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 別表の事業メニューの欄に掲げる 1 から 10 までの取組の経費間において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

ウ 交付決定を受けた補助金額の 30%未満の減額を伴う変更をしようとする場合

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（3）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 知事は第4条の規定により、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入れ控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は第4条ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行う。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は翌年度の4月4日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

年度山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金
交付決定前着手届

年 月 日付け 第 号で交付申請した山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金について、次のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

事業メニュー	事業量	総事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
		円			

注 1：総事業費は税込とします。

※ 押印は省略しても差し支えない。

事業実施主体

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

事業メニュー	総事業費 (A)	出来高事業費 (B)	出来高 比率 (B/A)	残高事業費	備考
	円	円	%	円	

※ 押印は省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

年度山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金
実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり事業を完了したので、山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により報告します。

1 補助金の額 金 円

2 補助事業の内容
別紙 1 のとおり

- ※ 別紙 1 は、様式第 1 号の別紙 1 を用いて変更箇所は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。
- ※ 押印は省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

年度山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金
の係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により報告します。

- 1 補助金の額の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円
- 5 補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

※ 内訳、その他参考となる資料を添付すること。
※ 押印は省略しても差し支えない。

番
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

年度山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金
概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

1 概算払請求額 金 円(④)
内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算払請求額 ④	備考
円	円	円	円	

2 概算払請求の理由

3 支払方法

口座振替	金融機関名	本店 ・ 支店		
	預金種別	当座 ・ 普通	口座番号	
	口座名義			
	名義人住所			

※ 押印は省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

山梨県知事

年度山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定したこのことについて、山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

山梨県知事 殿

事業実施主体

山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金財産処分承認申請書

年度山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により申請します。

1 処分使用とする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

※ その他参考となる資料を添付すること。

※ 押印は省略しても差し支えない。

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		年度		山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金																												
事業		業		の		内		容		工			期			経				費		の		配		分		処分制限期間		処分の状況		摘要
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容																		
							国費	都道府県 費	市町村 費	その他																						
						円	円	円	円	円																						
計																																
合計																																

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体名 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び山梨県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。